

『医療用医薬品の流通改善に関する懇談会 (第30回)』が開催されました

開催日：2020年11月24日（火）

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール15D

このたび、「第30回医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（以下、流改懇）」が開催されましたのでご報告いたします。

流改懇は、厚生労働省（以下、厚労省）医政局長の意見聴取の場として、医療用医薬品流通の現状を分析し、公的医療保険制度の下で不適切な取引慣行の是正等について検討を行う事を目的としております。

今回の流改懇は約1年5ヶ月ぶりの開催でした。期間中に消費税の増税による薬価改定と通常改定があった事に加え、新型コロナウイルス感染拡大という特殊な環境が川下取引などにどう影響したのかを中心に議論がなされました。



第30回流改懇議題

1. 流通改善の課題と進捗状況について
2. その他

※配布された資料は、下記厚労省ホームページにて公開されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127251.html

以下、当日の配布資料「流通改善の課題と進捗状況」を基に説明いたします。

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定
2. バーコード表示の推進
3. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、過大な値引き交渉の是正

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定

平成30年1月23日付で「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が発出されており、平成30年4月1日から適用されております。さらに平成30年10月には医政局経済課事務連絡として「適切な仕切価・割戻しの設定について」が発出され、各社に取り組みを求められております。

川上取引における各水準の推移の数値について、流改懇当日は非公開とされたものの、12月2日に2020年上期の速報値が公開され、20年度の薬価に対する仕切価率は95.1%（前年94.9%）で、19年度から0.2ポイントの上昇となりました。納入価率92.0%、割戻し率5.9%で前年と変化はなく、結果として一次売差は拡大した形となっております。（図1参照）

併せて、各社の割戻しの運用基準の変更状況が公開されており、19年10月時点28社、20年4月時点では46社で、前回（29回）報告の17社から大きく増加しております。

さらに、今回から「仕切価の見直し・変更状況」について、2019年10月時点、2020年4月時点のカテゴリー別（新薬創出等加算品、特許品、長期収載品、後発医薬品、その他【後発品のない先発品】）に報告があり、「主な引上げ理由」「主な引下げ理由」などが示されました。（図2参照）

後発医薬品は、引上げ品目数の多さが目立つ形となりましたが、期間中2度の薬価改定があり、厳しい状況であったものと推察しております。

関連して、日本製薬工業協会より「メーカーの取組」が報告されました。単品単価交渉や単品単価契約のさらなる促進につながるよう、流通改善ガイドラインなどに則り、「卸機能の適切な評価、割戻しを定期的に見直している。割戻しのうち、仕切価を修正するようなものについては仕切価への反映などの対応をしている」と説明。更に、2019年4月は、薬価改定が無かったにも関わらず、割戻しの運用基準の変更、仕切価の見直しを実施した会社もあった。その後の消費増税改定や20年4月の通常改定でも、適切な割戻し、仕切価等の設定を行い、流通改善に向け取り組んでいる旨が報告されました。

その他、医薬品の安定供給について、「医療用医薬品の安定供給に関する自己点検」の再徹底を会員会社に周知しているなどの報告がありました。

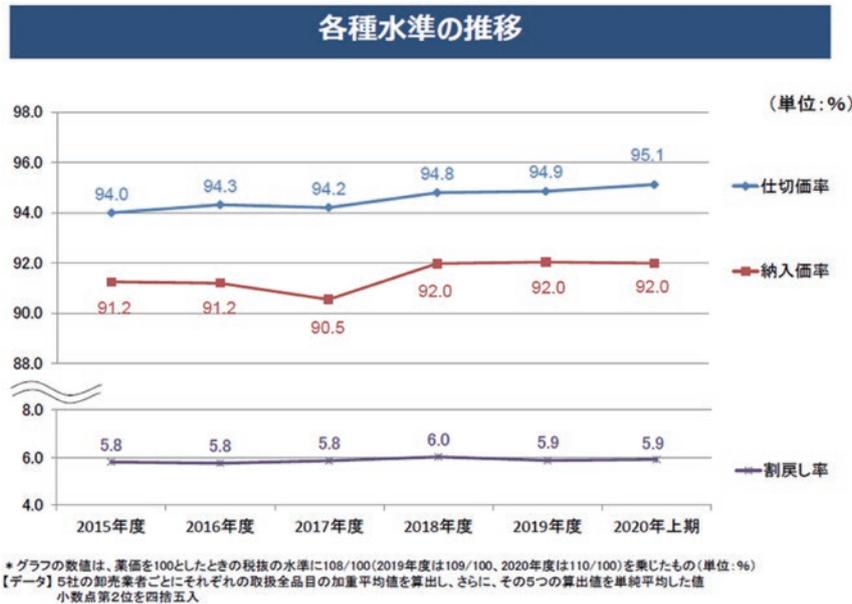


図1) 令和2年11月24日 流改懇 【資料1】 流通改善の課題と進捗状況より抜粋
【仕切価の見直し・変更状況】 ※メーカーに対する調査結果

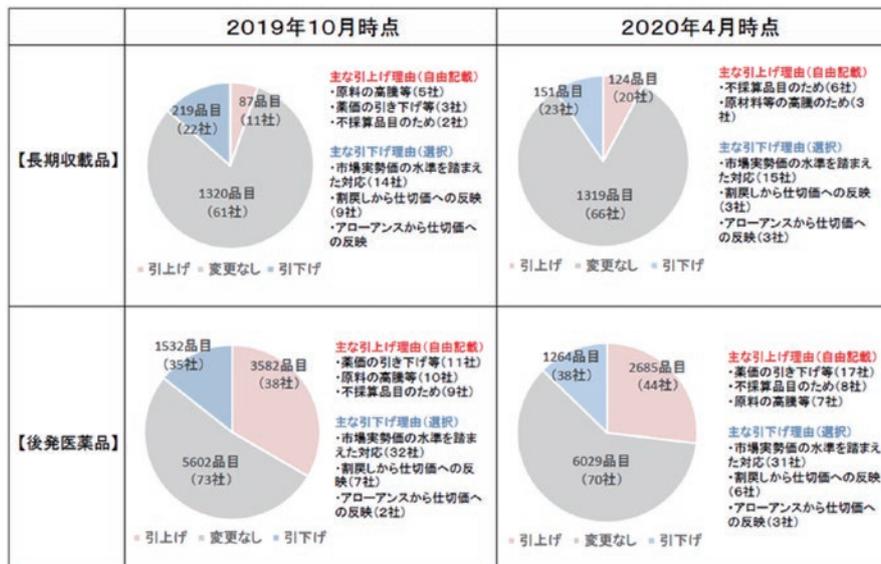


図2) 令和2年11月24日 流改懇 【資料1】 流通改善の課題と進捗状況より抜粋

2. バーコード表示の推進

「医療用医薬品における情報化進捗状況調査結果(2019年9月末)」が資料として示され、表示必須項目となっている販売包装単位、元梱包装単位ともに、前回の調査数値より伸長しております。傾向としては、注射薬>内用薬>外用薬の順で、外用薬の伸長の鈍さは変わっておりません。

各メーカーにおけるバーコード表示の対応完了見込み時期については、未定と回答したメーカーが3社あり、いずれも製造委託品や他社製造販売品の併売品について、委託先等での対応計画と回答があったとの報告でした。こちらにつきましては、平成28年の通知内容に基づき、各社期日に間に合わせるよう対応されているものと存じます。

3. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、過大な値引き交渉の是正

「早期妥結・単品単価契約の推進」

早期妥結の推進、妥結率の推移について、2020年9月時点の妥結率は95.0%で前年度と同水準、流通改善ガイドラインの適用以降9割超の水準を確保しています。

単品単価契約の推進については、2020年度上期における単品単価取引の割合は、200床以上の病院（82.0%）、20店舗以上の調剤薬局（95.6%）であり、こちらも2019年度とほぼ同水準であったと報告がありました。（図3参照）

これに関連し、日本医薬品卸売業連合会から上期の川下取引について、「新型コロナの影響で例年とは全く異なる状況で価格交渉は大変厳しい状況であった。安定供給に資するため配送業務を最優先に取り組んでおり、流通改善に積極的に取り組める状況ではなかった」と報告がありました。

【単品単価契約の推進】

取組の経緯

- 単品単価契約については、流通改善ガイドラインの適用、未妥結減算制度へのガイドラインの趣旨・内容の取り入れ、また、それに則した流通関係者の取組・対応により、2018年度において、200床以上の病院、調剤薬局（20店舗以上）ともに単品単価契約の割合が大幅に上昇・改善。
- その後、同水準を維持。

直近の状況

- 2020年度上期における単品単価取引の割合は、200床以上の病院、チェーン薬局（20店舗以上）ともに前年度とほぼ同水準となっている。

(単位：%)

施設区分	2018年度	2019年度 (上期)	2019年度	2020年度 (上期)
200床以上の病院	79.1	81.4	80.0	82.0
調剤薬局（20店舗以上）	97.2	97.0	96.9	95.6

図3) 令和2年11月24日 流改懇 【資料1】 流通改善の課題と進捗状況より抜粋

「頻繁な価格交渉の改善」について

ガイドライン適応後の平成30年度以降も9月時の妥結水準がその後に大きく低下しております。

「過大な値引き交渉の是正」について

直近の状況として、Q&Aの一例が挙げられておりますが、上段の「頻繁な価格交渉の改善」も含め、本会議で掘り下げる事はありませんでした。

1年5ヶ月ぶりの開催という事もあり、大きなプレッシャーを感じながら参加しました。

流通改善が停滞していると囁かれる中で、関係者が一堂に会した形（一部 Web 参加）で開催された事は、歩を進めるために大きな意義のある開催であったと感じております。

会議終盤、医療関係者から安定供給に関して苦言を呈される場面があり、林経済課長から「欠品問題はしっかり対応していく」という発言がありました。

政府目標であった2020年9月時点での数量ベース80%目標は達成されなかったものの、ジェネリック医薬品は更なる推進が見込まれており、昨今の安定供給に関する市場からの厳しいご意見は期待の裏返しであると考えます。

今一度、我々も生命関連製品を扱っている事を認識し、引き続き、流通適正化の推進に取り組み、国民及び医療関係者からの理解を得られるよう努力を継続してまいります。

以上